

令和8年2月16日
課名 農林水産局水産課
担当者 課長 横内
内線 3609

かき殻を活用した漁場環境改善ガイドラインの策定について

1 要旨

かき殻を漁場造成や底質改善材として活用するにあたり、必要な事項を定めた「かき殻を活用した漁場環境改善ガイドライン」（以下、「かき殻ガイドライン」という。）を策定したので報告する。

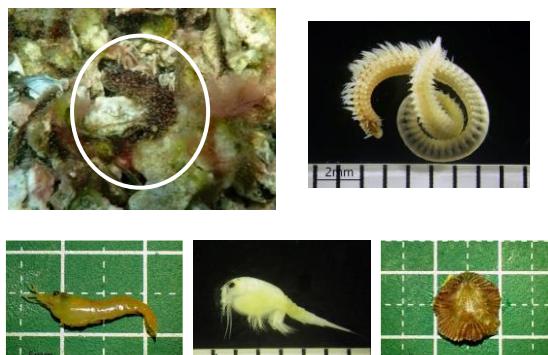
2 現状・背景

かき養殖業から発生するかき殻について、次の理由から、新たな有効活用方法の確立が求められており、令和5年度から実証試験の実施や既存知見の整理を進めてきた。

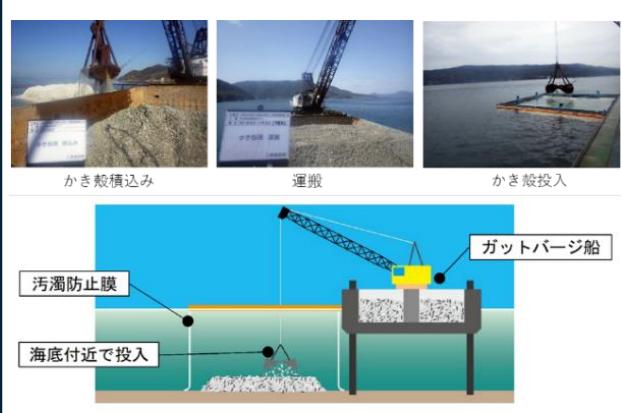
- ・漁業者や民間事業者において、熱風乾燥させたかき殻製品を漁場や干潟に散布して底質の改善に取り組んでいるが、取組規模の拡大には、処理工程の少ない安価なかき殻材が求められていること。
- ・県では、石材投入による漁場造成を進めているが、近年、石材単価が高騰し続けており、安価な代替資材が求められていること。
- ・かき殻は、農業用の肥料や養鶏用の飼料として有効利用されてきたが、近年、農業用資材の価格高騰や鳥インフルエンザの発生により、利用量が減少傾向にあること。

3 かき殻ガイドラインの概要

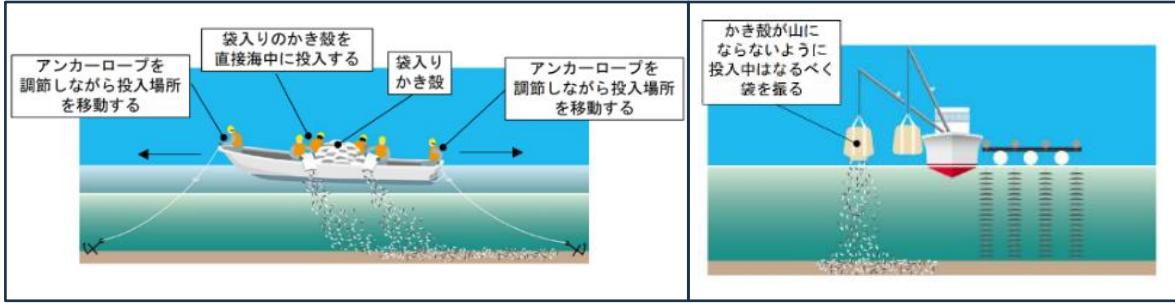
かき殻を活用した漁場造成及び底質改善について、実証試験、既存知見及び有識者からの意見収集などをもとに、餌料生物の増殖効果や底質改善効果などのかき殻散布の有効性、安定性に関する設計基準を整理し、具体的な施工方法や実施後の効果把握方法なども含めて、かき殻ガイドラインとして取りまとめた。



【漁場造成】実証試験で確認されたマナマコや餌料生物



【漁場造成】標準的な施工方法



【底質改善】標準的な施工方法

4 今後の対応

(1) 漁場造成における活用

かき殻を活用した漁場造成事業の実施に向けて、地元調整を行なながら、事業実施に係る計画策定を進める。

(2) 底質改善における活用

かき殻ガイドラインの内容を漁業者等へ説明するとともに、市町及び漁協等による海底耕うんも含めた漁場の底質改善への活用を支援する。